

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月13日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）花の山池地区	さぬき市建設経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）石神池地区	〃